

春日井市工事等成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、春日井市工事等検査要綱第2条（1）の建設工事のうち契約金額が130万円を超えるものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)第2条に規定する監督職員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、工事成績採点表（第1号様式）、細目別評定点採点表（第2号様式）、考査項目別運用表（第3号様式）及び施工プロセスチェックリスト（第4号様式）により行うものとする。

3 評定の結果は、工事成績評定表（第5号様式 以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定は、検査職員は完成検査を実施したとき、監督職員は工事が完成したときにそれぞれ評定を行うものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定結果（第6号様式）により通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）以内に、書面により市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に対する説明請求回答書（第7号様式）により回答するものとする。

3 市長は、前項の回答をする場合は、次条に定める工事成績評定委員会に意見を求めることができる。

（工事成績評定委員会）

第9条 市長の求めに応じ、次の事項について審議するため、工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) この要領に基づき通知された評定について受注者が説明を求めた場合の回答

(2) 評定の通知に係る事項

(3) その他評定の運用に係る事項

（組織）

第10条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) まちづくり推進部長

(4) 建設部長

(5) 上下水道部長

(6) 教育部長

(7) 契約管理課長

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、第1項に定める者のほか、必要と認める者を委員に加えることができる。

（招集）

第11条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、非公開とする。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、総務部契約管理課長において処理する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の春日井市工事等成績評定要領の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市工事等成績評定要領の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。